

畜水産物の安全確保をめぐる情勢

石川清康[†]（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長）

畜水産物の安全を確保するためには、生産から加工・流通、消費までの各段階において、リスクの程度を把握した上で、必要なリスク低減措置を着実に実施することが重要である。当課では、有害な化学物質や微生物の実態調査結果などの科学的知見に基づいて、飼料の安全基準や動物用医薬品及び飼料添加物の使用基準の設定などのリスク管理措置の策定や見直し等を実施している。リスク管理措置の策定や見直しと聞くと、規制の強化と受け取られやすいが、見直しの中には、技術の高度化や知見の蓄積に基づくリスクの程度に応じた規制の緩和も含まれる。

本稿では、獣医師の皆さまに関わりの深い業務について紹介したい。

1 薬剤耐性（AMR）対策

平成27年5月、WHO（世界保健機関）は、薬剤耐性菌を原因とする感染症の増加が世界的に懸念されることを背景に、人、動物といった垣根を越えた世界規模での取組（ワンヘルス・アプローチ）が必要であるという認識の下、「薬剤耐性に関するグローバル・アクション・プラン」を採択した。国連総会、G7・G20のサミットや農業大臣会合でも対策の推進が宣言されるなど、薬剤耐性対策は国際的な重要課題となっている。

わが国では、平成28年4月に関係閣僚会議において決定した「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」の着実な実施に向け、関係省庁・関係機関等がワンヘルス・アプローチの視野に立ち、協働して集中的に対策に取り組んでいる。

動物分野における対策の目的は、抗菌剤の使用によって増加した耐性菌が動物の感染症の治療を困難にすることを防ぐとともに、畜産物等を介して人に伝播する可能性も指摘されていることから、動物における耐性菌の出現率（薬剤耐性率）を低く抑え、人の医療上重要な抗菌剤の有効性を確保することである。

そのためには、「飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用によって感染症を減らすことにより、抗菌剤の使用機会をできる限り減らし、抗菌剤の使用を真に必要な場合に限定する。」という抗菌剤の慎重使用の徹底が対策の基本となる。

農林水産省では、従来、畜産分野における薬剤耐性菌の全国的な監視・動向調査と、抗菌剤の慎重使用の徹底等に取り組んできた。その結果、人の医療上重要な抗菌剤（第3世代セファロスポリン等）の家畜における薬剤耐性率は欧米先進国並みの水準を維持している。

最近の対策強化の取組として、本年4月より、動物用医薬品として承認されているコリスチンについては、第一次選択薬が無効の場合にのみ限定的に使用する第二次選択薬として位置付けた。獣医師の皆さまにおかれては、第二次選択薬としての慎重使用の徹底をお願いしたい。また、人の健康への影響が無視できないと食品安全委員会で評価された抗菌剤は飼料添加物としての指定を取り消す指針を昨年3月に決定した。この指針に基づいてコリスチンの指定を取り消し、本年7月から飼料添加物としての使用が禁止となった。また、現在、評価中のマクロライド系（リン酸タイロシン）やテトラサイクリン系（2成分）、今後評価予定の4成分についても評価結果等を踏まえ、指針に基づくリスク管理措置を策定・実施することとしている。さらに、抗菌剤の慎重使用を推進するため、これまでに牛及び豚の呼吸器病と牛乳房炎に対する抗菌剤治療ガイドブックを作成し、現場への普及を推進している。養殖水産分野については、本年1月から、水産用抗菌剤を使用する際に魚類防疫員等の専門家が関与する新たな仕組みを導入し、その着実な実施に取り組んでいる。

その他、従来実施している家畜での薬剤耐性菌の全国的な監視・動向調査に加え、昨年からの養殖水産動物と疾病に罹患した愛玩動物における調査を開始するとともに、本年からは健康な愛玩動物の調査にも着手した。また、動物から人への伝播が懸念されているメチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の薬剤耐性菌について調査・解析を実施するなど、人医療分野との連携をいっそ

[†] 連絡責任者：石川清康（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）

〒100-8950 千代田区霞が関1-2-1 ☎ 03-3502-8111(代) FAX 03-3502-8275

う密にしながら、引き続き、薬剤耐性菌の監視・動向調査の強化を推進することとしている。

引き続き、アクションプランに基づき、食品安全委員会の人の健康への影響評価等を踏まえつつ、獣医師、生産者等関係者との意見交換を通じて、現場の実態を踏まえた具体的な対策に取り組んでいきたいと考えている。薬剤耐性対策の取組を実効性のあるものとするためには獣医師の果たす役割は特に重要である。安全で高品質な国産畜水産物に対する消費者の信頼に応え、畜水産業の安定的な発展のためにもいっそうの御理解、御協力をお願いしたい。

2 動物用医薬品の安全確保

平成28年1月に行政処分を行った医薬品医療機器等法違反の事案を受け、すべての動物用医薬品製造販売業者等に対して法令遵守の徹底を求めるとともに、無通告の立入検査等による監視の強化を図ってきたところであるが、誠に残念なことに、昨年承認申請時のデータ改ざん等が判明し、当該業者に対して同法に基づく行政処分を行った。動物用医薬品は良質な獣医療提供にとって欠かすことのできない生産資材であるが、法違反による相次ぐ行政処分は薬事制度の根幹を揺るがすこととなり、動物用医薬品業界に対する社会的信頼を大きく失墜させ、場合によっては、動物や人の健康を損ねる可能性もある。関係者の皆さまには、このことを深く再認識していただき、引き続き関係法令の遵守に努めていただくようお願いしたい。

また、当課では、家畜等の健康を保つために、獣医師や畜産農家からのニーズの高い動物用医薬品及び医療機器を迅速に現場で活用することができるよう、安全を確保しつつ、審査の迅速化に取り組んできた。さらに、農業競争力強化プログラムに基づいて、効果が高く安全な製品を迅速に提供できる環境を整備するため、日米欧の枠組み（VICH）の下で、国際調和を図りつつ、更なる承認審査の迅速化に取り組んでいる。最近の取組としては、承認申請書に記載を求めている製造方法の内容を簡素化し、事業者が製造方法の軽微な変更を柔軟に行えるように本年2月に制度を見直した。また、本年度中を目途に、国と事業者が製造毎に行っている動物用ワクチンの検査の見直し及び製造毎の品質管理状況を書面で審査する制度を導入することとしている。

3 飼料の安全確保

飼料の安全確保については、飼料関係事業者自らが工程管理の手法によって飼料の安全を確保するため「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン」を策定し、平成28年4月から、飼料関係事業者からの申請に応じて本ガイドラインへの適合状況を確認する制度を導入し

た。本年8月末時点で36事業場がGMP適合確認を取得しており、引き続き、研修教材を作成するなどの取組を通じてGMPの導入を推進することとしている。

また、飼料についても、農業競争力強化プログラムに基づいて、安全確保や国際標準との調和を図るための見直し、その他最新の科学的知見を踏まえた安全基準の見直しを行うこととしている。

飼料添加物については、海外で実施した飼養試験のデータの活用を可能とする見直しや審議会の定期開催により、指定の迅速化に取り組んできた。今後も、リスクの程度に応じたリスク管理を進めるため、遺伝子組換え技術を利用した飼料添加物のうち、高度に精製された品目に関する審査の簡略化を図ることとしている。

BSEにかかる飼料規制については、わが国におけるBSEの発生リスクが大幅に低下し、平成25年にはOIE（国際獣疫事務局）がわが国を「無視できるBSEリスク」の国に認定したこと等を背景に、段階的な見直しを進めてきた。最近では、牛由来たん白質やめん山羊・馬に由来するたん白質の養魚用飼料への利用再開などの見直しを行っており、今後も、BSEを取り巻く状況や科学的知見を踏まえ、現場の実態も考慮しつつ飼料規制の見直しを進めることとしている。

飼料の安全確保は畜水産物の安全確保に直結するとともに、家畜疾病の発生予防やまん延防止の観点からも重要なリスク管理である。本年8月、中国において初めてアフリカ豚コレラの発生が確認され、また、本年9月には、国内では26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認された。加熱不十分な肉・肉製品を含む食品残さを利用した飼料がこのような家畜伝染病発生やまん延の一因となることのないよう、生産者に対して飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに業界団体に対して注意喚起の通知を発出し、生肉等を含む飼料原料の加熱処理条件を定めた「食品残さ等利用飼料における安全確保のためのガイドライン」の周知徹底を図っている。獣医師の皆さまにおかれても、畜産農家に対して飼料の適切な取り扱いについて御指導をいただくよう御協力をお願いしたい。

4 産業動物獣医師の確保

産業動物獣医師の育成・確保のため、地域の産業動物獣医師への就業を志す高校生等及び獣医学生に対する修学資金の貸与、獣医学生に対する臨床現場での実習研修並びに診療獣医師に対する臨床研修等の取組への支援、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援を実施している。平成30年度からは、学生に対する修学資金の貸与月額上限を18万円に引き上げ、貸与可能な人数枠を拡充したので、引き続き事業（獣医療提供体制整備推進総合対策事業）の積極的な活用をお願いしたい。また、女性獣医師等の就業支援のため、女性獣医師応援ポータ

ルサイトのほか、女性獣医師を対象とした職場復帰・再就職を支援するための技術研修、雇用者の理解を醸成するための講習会等に取り組んでいる。産業動物獣医師は畜産業界にとって欠くことのできないインフラであり、社会的要請の高まりや活動領域が拡大する中で、その確保は喫緊の課題であり、引き続き必要な対策を進めてまいりたい。

産業動物獣医師の確保対策
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/vetkakuho.html#kakuhotaisaku>)



5 獣医師の行政処分

近年、罰金刑以上の刑に処せられたことにより、行政処分を受ける獣医師が増加傾向にある。獣医師が業務を行うに当たって遵守すべき法律に係る違反行為のみならず、業務に直接関係しない内容によって罰金以上の刑に処せられる事例も見受けられる。

当課では、法令遵守や獣医師倫理について注意喚起するため、獣医学生に対する法令遵守や獣医師倫理に関する研修に取り組んでいる。また、獣医学術年次大会や一部の地区獣医師大会において、獣医師の職業倫理に関する説明も行っているため、機会があれば是非とも参加いただきたい。

獣医師の皆さまには、この機会に、一人ひとりがその責務を再確認していただくとともに職業倫理の向上に努め、獣医師に対する社会的要請が高まる中で、今後も国民や社会の信頼を確保するため、法令遵守の徹底をお願いしたい。

6 獣医師法第22条に基づく届出

獣医師法第22条では、獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するため、獣医師に2年ごとの届出を義務付けている。今年は届出の年であり、平成30年12月31日現在の状況を、平成31年1月1日～1月31日の間に居住地の都道府県に提出をお願いしたい。

獣医師免許をお持ちの皆様へ
(獣医師法第22条の届出)
(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)



以上、畜水産安全管理課の業務の一部を説明させていただきました。

畜水産物を含む食品の安全確保は国民の最大の関心事であり、その実現に向けた施策を着実に進めるためには、獣医師の皆さまの御理解と御協力が不可欠である。今後とも密に連携して取組みを進めたく、よろしくお願いいたします。